

協議会

二八・一・二〇

一議長

九時五十分開会を告げ了る

一町長

三十年度財政の見通しとして、赤字は少ないと思ふ。

三十年度の予算編成方針として、最困難と思われるのは水道建設である。

一般の分は教育委員会の予算が増えるが、平常通り編成されると思ふ。

歳入の内、町民税は所得税の十八分の税率を適用するが、所得額と基準とを

二割に課税するといふので、研究中である。

一町長

水道事業の準備は、奥田技師に紹介致したい。

一議長

奥田技師を紹介し。

二一般財源の給付改訂について

一助役

国家公務員に準じて地方公務員の給付改訂を実施することになる。

改訂の並行最低、課税は製造、中間で一割、上位工部で二割三割である。

従来のベースは生活給的なものであったが、逐次昔の型に還りつつある。

勤労地手当の地域、妻更があり、雪摩郡に於て青梅と福島の両級地に指定された

後々總体で二割五分の増と見る

一町長 議員報酬について改訂の必要があると思う

郡内丁村に於ても改訂を実施する方針であり、当町に於ても十一月の期及び改訂を実施致したい

一議長 既に国家公務員に於ても改訂され、より議長会に於ても承認する方針である

教育委員の報酬について町議会と同格にして戴きたい、且教育連合会長より申入れがあった

一森田氏 改訂については賦課の處置ありや増税の考へるのか

一助役 平衡交付金に見積られてある増税の考へるのか

一助役 予算の編成上平衡交付金を考へ入れて、頭初に三、五〇万を組んか、その後一般分についてはなにと云うことになったか、確定の際四、五〇万がもうえる予定である

一村野氏 一般取組ベース改訂については異論はない、議員報酬については賦課を考へて考慮される、尚賦課委員会に審議を附託したい

一瀬古 平衡交付金に見込まれる場合来年度以降はどうなるか

一助役 一定係数により算定するのであり、将来共この線がゆく

一瀬古 平衡交付金の裏付丁冊年あるのか

一議長 教育委員会考の設置等、町費要額が増えた為により増額されたと思う

一森田氏 祐福丁村に於ても平衡交付金ではない

一町長 大久野等に於ける歳入の需要額を越え、より更に七、八位需要額が増える、平衡交付金によるものは不足する

一平衡交付金の算定関係

町費税	8974,000	込	町	2,249,000	3,725
町民資産税	4,449,000	ト	木	1,221,000	4,302,000
町民車税	370,000	数	育	4,168,000	
町民ガス税	1,023,000	各	土	2,381,000	
その他	91,000	費	計	710,000	
計	16,087,000	其	の	3中	8,611,000
		計			20,400,000

一 町長

平衡交付金が八〇〇万円増となったし、ベースアップ分の予算増が七〇〇万円とすると、五〇〇万円が平衡交付金で賄われ、二〇〇万円が一般収入で賄われる。

一 町長

随時的な数値的結果より見るとそのようになる。

一 町長

平衡交付金の算定基準を説明する。

一 町長

その中、その他税は何か

一 町長

市町村九〇〇万円、木材引取税一〇〇〇円で、その他は見込みである。

一 町長

ベースアップに要する論議は、職員、職員の均衡化という面も考え、定数條例

も改正して、職員の増員も考慮されたい。

一 町長

特別取組も含まれるか

一 町長

各町村共々含まれている。

一 町長

議員の提案も考慮してベースアップを承認する。

一 町長

消防団の常備勤務について

治安委員会の承認を得て昨年末より夜間常時夜間の勤務に勤務しているこの
予算が八〇〇万円と定まっている。期間が十二月末より三月末迄である。

予算の主なものは、団員の手当、燃料費、燃料費である。

一 町長

東部買収に指する外、会費も費用されるよう考慮されたい。

一 町長

近々の内、着目購入する予定である。

一 町長

オミ同の消防車は老朽の局近き将来、タンク付消防自動車への購入を考へ

ているので、御協力を願いたい。

一 町長

登記所、設置について

先般来登記所の設置につき、ブローク町村に働きかけ、実現に努力している。財政上、これは一般会計より緑地、各町村の負担金、有力者よりの、阿部等と

考えたい。

一 町長

敷地について考える

一 町長

役場前、候補地として申請しているが、坪数の確定してない、坪数の理由により

地主とは交渉している。

一 町長

近隣の町、負担などの位か

一 町長

具体的な数字は提示してないが、単独でやる位か、必要かと思う。

一 設 祭 堂新築の補助がある。

一 町 長 入居の主任と会見した。幾分の考慮をするようであるが、それか南方式の費用、程なか或はそれ以上か判断が来ない。

一 船 木 土地の選定について丁の中心とするよう考慮されたい。尚、検察庁の訪引も考へて戴きたい。

一 助 役 土地を見付けて戴きたいとの事であるが、同裁と検察庁でスワップの敷地の必要であるうて大まかと思う。

一 村 野 目論見高し作成して実現に努力されたい。

一 町 長 予算編成迄は何とか努力する。

一 村 長 土地の決定については地主とも充分の援助を下さるようお願ひする。

一 船 木 同裁の設置に努力されたい。

一 議 長 登記、同裁の設置については審議の方針に沿って実現に努力するよう町長局の方にお願ひする。

一 忠 霊 塔の建設について

一 町 長 忠霊塔の建設についても、先般末視察、或は見取図の依頼等、準備は進んでいる。

本朝親友会幹部の申入れもあり、三十八年までに於て実現致すよう努力する。

が、議会の於ても何等の方針を決定されたい。

一 村 野 敷地も、何れも、三十八年の計画により、将来の市制を考慮して、仙町村にも協力して、実現に努力されたい。

一 森 田 昨午秋敷地等について、厚生委員会に検討されたいと思ふが、委員長の報告を待てる。

一 厚生委員長 多面を複設置案を親友会に話した。親友会は、町内に設置したいを希望して、あるが、第一候補地がグラント高や、女中屋末側の高台を避けている。

一 妻 田 秘地内に設置したい。

一 高 橋 秘地が、戦場にあつた。村、親友会に眠りたいと思ふ事、念頭に置いて、又一道、校もどう考へてあつたので、町内に敷地を求められたい。

一 豊 井 昨年末の追加更正予算の町も、忠霊塔の件は予算化することを希望してあつた。

建設の考へてあり、戦没者の気持も町に還る事を念う事と考へるもので

町で一望出来る場所又遺蹟との接触も考へて町内に敷地を本町向
敷地の地鎮祭などでも実現出来るよう努められたい

一 委 主 相模系町の忠告塔了近隣町村と合同で建てたか

一 助 役 金銭的な面から多く勤務分は文で建て軍で戦料を提供した

一 委 主 多面多様の場合とグランドの場合相模が違ふところと思ふ

一 用 福 現存する福生神明福成寺龍王神社の例のような中重塔とやらをいふ

將來も考へてやつて載せたい

一 村 長 設計の際に花之等でも通り参拜し易いよう考慮されたい

一 井 工 町が主体となるか郷土会が主体か

一 助 役 町が主体である

一 議 長 町内設置の意見がまゝうでその際を待つて進め予算等につつては町議会
で審議するにとする

一 水道設置について

一 助 役 本年ならぬ二面町のようちと目途としてゐる

敷地も三〇〇坪でなすつて三〇〇坪にするよう変更した

とく泉も指名競入札として一月二八日に現場説明も行い一月三〇日頃に入札し

実施する予定である 二十七年ならぬはるる泉も実施するつもりで

二十八年ならぬはるの諸施設も完備したい

一 田 町 長 井戸で汲み上げた水とどろく必要がある

一 助 役 業者のポンプにより三晝夜通して汲み上げる

晝 食 休 憩

町 長 町（五五五）

競輪開催の目途について

町 長 行政協定の代るべく競輪の開催権について接洽中であつたが本年は八五

子が二回開催することになつてゐる

この問題については本町都議も都に於て強力に交渉中であつたが本年は出来

ないその代りとして何人等の形式で町に交付金とせたいと云ふことである

二十八年ならぬはるは八五のことは二面白紙にかえて陳述町村に二位は開催

出来るべく努力すると云つてゐるが、今後は、接点の余地がある。

尚交付金は額は決定してゐるが、いふくわけは、一回分位の純益を交付するべく努力してゐるとのこと。(五万四千—三万四千)

瀬古 町役場は、

町長 京王線である。

助役 一面が公園で約四五百の町位と木崎、杉沢が云つてゐる。

野島 運動は、

町長 三十七年度は、かなり手は打つてある。

議長 三十八年度、開債権を獲得するべく運動する。

野島 既に三十八年度であるが、早急の運動すべきである。その時、向の予やうなことは、ないか。

町長 それは三十七年度の開債のころから、推して、向の予やうがあると云ふが、議論する、否か、よく研究して、態度のよいように手配して頂くことに決ま。

混血見対策について

町長 基地では、既に浄財を集めてゐる。その町と、町の間に、経に使用せず、町の

浄財によつて建設資金として、建設は、福祉法人組織として、経営して、

これも、振興対策の環として、又、オリエントの解除、要請の中にも含まれてゐる。

募金については、各各位の石を、お任せ、拝借したい。

建設場所としては、四ヶ所、その基地の委員は、みまいつた。

村盛 混血見の対象等

町長 意差別であるが、当令に對すれば、入替をさせる。又、人員は、つまり判明して

ない。経費は、駐留軍から、お借りする。これは、ないか。

貫中 地元の意向を打診してみると、余りよくない。町長のやり方には、協力出来かね

る。それは、街娯場を、開放した。今日、その必要はないと、部落民は、云つてゐる。

村長 当然、町にも、あまり、入田は、つかない。建設して、頂く。いい

瀬古 年末に、強い反対があつたにも拘らず、町長は、これを、強行する。か。

町長 町の負担が、なくても、経営して、行ける。その、なりの見通しから、そう、云ふ。これは、

田村幾
一月十四日の委員会に話
しが出た。オブリミット
解除の条件として、
ともなっていること

うーても
つくろな
ければ
なうな
いふら
福生
うえつ
つらう
よいぞ
はな
いかと

考へ別段反對するものではないが、議員諸公の意見により決定した線にそう

船木 オリミット解除の條件にあつたなら、止むを得ないが世論としては時期尚早では

ふいかとの主戸がある。設けらるゝも何年かたでよいとてけふのみ。

浄化^{ガク}漸々^ク入^ハる^ハもう^ハソー
状況^{カク}を^ヲみ^ミて^テかう^{カウ}や^ヤつ^ツ方^ハ
が^ガよい^イで^デは^ハない^イか。
施設

かゝることを、他^{から}これ等の人々を転住^{てんじゆ}してくるを、勤^{きん}労者は云つてゐる。

商店俱は今う状況下では淨々ねん生にはことである。農家のうちとくもあり

美へはもふ事と
 十の力をよめて
 はなないが

村盛
産れを子供は健かに育てなければならぬので場所により賛成するが

産業制限も普及するものの方が効果的であると考える。

二、貫井前圃は、秘地更に設置を求むられ、他町村に設置する方針のよう、聞てゐた。

一、町長
一つのシステムとしてやることも必要と思ふ

瀨古 現段階に於ては必要といふ十数人のものゝうな現存する。他の施設は收容すべし
よい。

田村幾
先日(八月四日)オフリミットの福祐と合せて考えて署長と会合した時に、署長も幾分行

過ぎたとの感があつたように見受つゝゐれた。幾分緩和されたとも思ふ。前回オフリミット

解除の條件として考へると町長としても苦しい立場である。

尚前同委員会の際署長に対し議員に紳士をい
"と云つた事につきたゞいた

新 ぞうーた 事 実 の な い と 云 う に も 明 言 した

一瀬吉
私も議会の発言に対して責任を有する。私は明確に署長から発言したと信ずる。

高橋街の役員と署長を対決させ、明瞭とする

一船水 議員の意見が一致してると云ふ發言を私も商會街の役員がう聞っている

私も私の発言には責任を有する。何等かの方法により黒白をつづる必要がある。

一野島 署長はさうした発言は絶対にないと明言した

一田村茂 商店街で聞いたと云う人がわかつた署長の発言又々取り上げた委員会としてこの程度で後で議長に任せたい

一瀬古 署長の信する者は町長と基地司令官だけ、議員は信頼を来ないと明言した、聞かた人も證人に云つて云つて云つて云つて

一瀬古 誰もいふかつた

一瀬古 オフリミット解除、署長は非常に友好的であつた

一村長 ぱく問題についての議員は信頼を来ないと云うこと、思う議員も意見の色々あるが一致しないが当然であり慎重に審議された

一船木 私のまじりの発言、委員会をせまるものではない、議会、意見、色々あるが当然と思ふ、私も署長に他意あるものではない

一野島 本日納得がつかないから一応なすりとも署長は来てもらつて説明を求めたら、一貫井 委員長は片手差ではない先般の議会で依頼されたことを又今中上げたのである

と思ふ

一妻幸 署長も公の席上で無いつたところあるがそれは大として頂きたい

田村茂 これで済むとするか、又正式に取上げるべきか

井上 その必要はない、いいては礼を言ふ必要はない

井上 本日肉くころにトコロ、今瀬古、船木両氏と同日支持であるが署長がさう云ふことがないといふなら、いふまでもないといふではないか

雨氏も水に流して振興委員の立場も考えてやりたい

瀬古 誰しもおたやめなことは切望する、然し五三三は信念がある、上ドミット徹底の

に追求すべきだ、十日に公聴会が開かれたさうであるがそれには出席はしない、たが新聞紙上で見た通り、一才的である、公聴会である以上あるゆる階層と重なるべきだ、署長は転任する五三三は福生町に永住するのである

(第幾番)商店街の役員を招かんとして頂きたい

議長 今方人を呼んでやるか?

一貫井 神士でなくて私は感じないが、私一人は署長がさういふとは思はれる、一時保留すべきだ

野島 二十一人がはいりていられると云ふので又二人の意見が強く尚今も署長

と呼んではおきりすべから

村野 正副議長、委員長、連合会長と署長と対決した場合に上れた状況に入らせ

とても悪くはない

井上 振興委員長が取り上げて署長と意見した方があるからそれ以上に進めよう

振興委員の立場を占めることになる

森誠 再度署長と面談して真相を確かめる必要がある

野島 発言した二人が信念を以て言っているから改め署長と会合する必要があると思う

村盛 証人から頭を打たれて今日でも証言する必要がある

議長 適当な機会に正副議長、対委員長、瀬田、船木、両議員、連合会長、署長と

会合する必要があるか

瀬田

議長 適当な機会に解決するように正副議長に一任する事に決定

瀬田 私、意見の聞入れられぬよう退場する

瀬田議員退場

一議長 既に見て来た通り、如何するや

一副議長 前面の解除の際の條件が折込まれたらその際沿って行へばある

一井上 町民の意向が賛成に傾いているので議会として取り上げる方がよい

一議長 審議の方回に従って進めたいとする

一議員の意見発表会について

一議長 昨午の例に習い、意見の発表会を開くこと、なるべく井上の選出を願う

一委員 各委員長協議の方針を決定し井上の選出をすればよい

一議長 二月十日、中務会館で実施する予定である

井上の選出については否日、委員会の承認を聞く

終了、午後三時十五分

昭和二年三月一日
午後七時四十分會

的
 攸
 近
 日
 中
 の
 指
 差
 の
 通
 り
 地
 域
 は
 移
 生
 多
 西
 多
 青
 梅
 と
 包
 含
 す

面積は一万余坪に及ぶ。

三月十五日 眞正式に托宣になり、四月に花会式でもやうとかうに現任なつてゐる。

二 氷 這 の 経 済 に つ いて

助役 子^を工業所^が目下^に着^ている。二月五日^に地鎮祭^として^は電氣工^が溝^を掘^り

三
倍
路
に
つ
て

叻役^リ 京ヶ谷戸
 南新送^えと^りつける下水工^であるが
 (漢)と云い^工で^は洛陽材^を入手

して失對するを、**迷惑**して**施**するは

補助
三ノ線(揮毫より)
銀座通元通す(道)と
五鉄の踏切のところまで今年